

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」のポイント

捕獲目標の設定

- ニホンジカ、イノシシの生息数を10年後（平成35年度）までに半減（当面の全国レベルの目標。併行して都道府県別の目標を提示。）

捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化

- 都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援
 - ・管理のための捕獲事業の制度化と夜間銃猟等の管理のための捕獲事業に係る規制緩和（H26 鳥獣保護法改正）
- 市町村による捕獲（有害捕獲）の強化
 - ・鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による捕獲等の的確な実施
 - ・緊急捕獲対策、ICT等による捕獲技術の高度化、捕獲後の出口対策の推進
 - ・国有林内の捕獲の円滑化や新たな捕獲技術の提供・普及
- 国立公園等における捕獲の強化

捕獲事業を支える従事者の育成・確保

- 捕獲事業者の認定制度の創設（H26 鳥獣保護法改正）
- 狩猟者の確保
 - ・わな猟・網猟の免許取得年齢の引き下げ（H26 鳥獣保護法改正）
 - ・狩猟フォーラムの開催による狩猟免許取得の促進
- 鳥獣被害対策実施隊の増加
 - ・鳥獣被害対策実施隊の設置数1,000への増加に向けた督励訪問活動の実施
 - ・農業者団体等による参画、隊員の狩猟免許・銃所持許可取得の促進
- 地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域における捕獲体制の整備
- 捕殺圧を高め、個体数の抑制に必要な射撃場の整備の推進

その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）

- 市町村の総合的取組、広域的被害防除、食肉利活用の推進
- 森林における生息環境管理等の推進
- 国立公園等における被害防止対策の拡大
- 都道府県職員向け講習会や人材登録事業等による専門家の育成
- 国民理解の醸成

関係省庁連携のもとでの対策の推進

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン※」に基づき、鳥獣被害防止・鳥獣保護管理の関係省庁の了解の下で対策を推進（※平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）
- ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣への有効な対策や、捕獲の担い手の負担軽減に向けた諸課題について、関係省庁による連携のもと引き続き検討